

## ふげん及びもんじゅ発災時の緊急時体制の見直しについて

### 1. はじめに

平成 30 年度 4 月に「ふげん」及び「もんじゅ」の廃止措置を一元的に進めていくための本部組織として敦賀廃止措置実証本部が設置され、敦賀地区の業務を統括的に実施していくこととなった。今般、敦賀地区での発災時の緊急時の体制として、敦賀廃止措置実証本部(以下「実証本部」という。)を機構対策本部とした体制に見直すこととし、実証本部に原子力施設事態即応センター(以下「即応センター」という。)を設置する際の課題(意思決定体制、設備条件の充足)を整理し、その対策を検討した。

### 2. 緊急時体制の見直し案のメリット

- ・機構本部(東海)より、実証本部の方が「ふげん」及び「もんじゅ」に関する知識を有した要員が多いため、ERC へのより適切な説明が可能である。
- ・従前から福井県より即応センターを敦賀に設置するように要請されており、それに応える形となる。

見直した緊急時の体制を図 1 に示す。

### 3. 体制・設備の整備

実証本部に機構対策本部(即応センター)を設置するためには、要求事項として以下の対応が必要となる。

#### (1) 重要な事項に係る意思決定者である理事長不在時の体制の構築

- ①理事長が実証本部に不在で、副理事長又は担当理事が在席する場合は、副理事長又は担当理事が代理者として機構対策本部長の職務を行う。
- ②理事長、副理事長及び担当理事が実証本部に不在の場合は、理事長に状況を伝え、理事長の意思を伝える代行者が理事長と連絡を取りつつ、本部長の職務を代行する。代行者は、実証本部長、副本部長等があたり、当番制として、夜間・休日も対応できるようにする。

#### (2) 理事長の移動

理事長が実証本部に不在時にふげん又はもんじゅで原子力災害が発生又はそのおそれがある場合は、理事長は直ちに実証本部に移動することとし、そのことを防災業務計画に記載する。

移動は、鉄道等の公共交通機関が動いている場合は、公共交通機関を利

用し、公共交通機関が動いていない場合は公用車等で3日以内を目途に移動する。

(3) 理事長との連絡手段

理事長は、複数の連絡手段として、携帯電話の他、衛星携帯電話を所持し、緊急時の連絡手段を確保する。

(4) 即応センター(緊急時対策室)への放射線防護設備の設置

原子力施設からの放射性物質の放出を想定し、実証本部の緊急時対策室及び ERC 対応ブースを含む建屋の該当部分に放射線防護設備(フィルタ、非常用発電機、建物の気密化)を設置する。

(5) ERC 対応体制

夜間・休日の ERC 対応要員を当番制として、実証本部管理職の2名が実証本部から30分以内に駆けつけられる場所(寮、社宅等)で待機する。

これらの整備計画について図2に示す。なお、本計画はふげん及びもんじゅの廃止措置の進捗によるプラント状況の変化に合わせて見直すこととする。

以 上

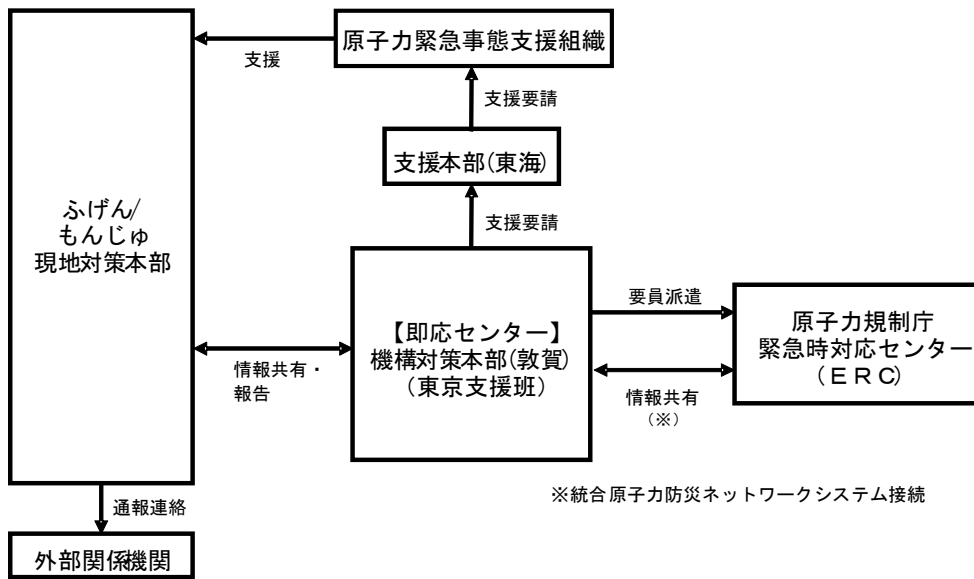


図1 敦賀地区で発災した場合の緊急時体制

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	
全体スケジュール	もんじゅ 総合防災訓練▽		防災業務計画修正 ▽修正								
(1) 理事長不在時の体制の構築			体制の構築				運用				
(2) 理事長の移動			防災業務計画修正				運用				
(3) 理事長との連絡手段			機材整備				運用				
(4) 緊急時対策室への放射線防護対策設備の設置			基本設計		予算要求		詳細設計		設備製作 建屋工事		運用
(5) ERC対応体制			体制の構築				運用				

※廃止措置の進捗によるプラントの状況の変化に合わせて計画を変更する

※設備が整備途中である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段を明確にする。

図2 体制・設備の整備予定